

# シリーズ15 市町村合併を考える

第27次地方自治制度調査会(首相の諮問機関)は、本年4月30日、「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」が発表されました。その概要についてお知らせします。なお、最終報告は本年11月までに内閣総理大臣に提出され、今後の動向が注目されます。

## 基礎的自治体のあり方

### ① 地方分権時代の基礎的自治体の構築

\*基礎的自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましく、これに対しては国として積極的な事務の権限の委譲を進めるべきであり、可能な限り基礎的自治体が住民に身近な事務の処理することができるようにしていくべきである。

\*地域における住民サービスを担うのは行政のみではなく、住民や、分権時代の基礎的自治体の重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきである。



### ② 市町村をめぐる状況

\*国・地方ともに厳しい財政事情の中、市町村の規模などに対応して行われてきた各種

の財政措置などについても見直しを図ることが避けられない状況にある。  
\*少子高齢化の進行により2030年には人口5千人未満の市町村が現在の700団体から1、200団体近くに増加し、特に小規模な市町村についてより深刻な影響を与え、これまでのような職員や財政基盤を維持できない状況に陥ることが予想される。

### ③ 平成17年4月以降の合併推進の手法

\*新しい法律を制定し、一定期間は自主的合併を促すが、現行法のような財政支援措置はとらない。  
\*新法は、必要に応じて、都道府県が市町村合併に関する構想を策定し、合併に関する勧告やあっせんなどにより自主的な合併を進めるものとする。

### ④ 包括的な基礎的自治体の形成と地域自治組織制度の導入

\*合併後、市町村はその自主的な判断により、旧市町村を単位とする基礎的自治体内の地域自治組織を設置できる。都道府県知事も、一定の場合に、小規模な市町村などを対象として地域自治組織を設置すべきことを

勧告することができる。  
\*合併できなかった市町村は、地域自治組織となることを都道府県に自ら申請することができ、その場合には、都道府県知事が関係市町村の意見を聴き、当該都道府県議会の議決を経て、当該市町村がいずれかの基礎的自治体を形成する地域自治組織となることについて決定し得る仕組みを検討する。

### ⑤ 事務配分特例方式の検討

\*基礎的自治体に法令上義務付けられた事務についてはその一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務付ける特例的団体の制度の導入について引き続き検討する。

### ⑥ 基礎的自治体における住民自治充実のための新しい仕組み

\*地域自治組織は、当面、合併後の市町村において、合併前の旧市町村単位に地域自治組織を導入する途を開くもので、行政区的タイプ(法人格を有しない)と特別地方公共団体とするタイプ(法人格を有する)の2つのいずれかを選択できる。  
\*行政区的タイプにおいては、基礎的自治体の組織の一部と

して事務を分掌し、地域自治組織の長と諮問機関(附属機関)としての地域審議会からなる。  
\*特別地方公共団体とするタイプにおいては、地域共同的な事務を処理するものとし、基礎的自治体の補助機関を兼ねて法令により基礎的自治体に処理が義務付けられた事務を地域自治組織において処理することを検討。地域自治組織(特別地方公共団体タイプ)の議決機関の構成員は公選とし、執行機関は地域自治組織の議決機関の互選または基礎的自治体の長による選任などとすることを検討する。  
\*財源は当該基礎的自治体からの移転財源によることが原則。

## 都道府県のあり方について

\*都道府県合併についても自主的合併の手続きを整備し、道州制の導入については、我が国の国・地方を通ずる行政体制の根幹にかかわる問題であることから、今後、そのあり方について幅広く論議を行い、検討を進めるべきである。

### 問合せ先

政策形成課 政策担当

Eメール

seisaku

@city.tsuru.yamanashi.jp